

## 令和2年度 第1回 四街道市交通安全対策協議会会議録

日 時 令和2年7月16日（木）午前10時00分～午前11時00分  
場 所 四街道市保健センター3階 機能訓練室  
出席者 菅原委員、湯浅委員、佐藤（多）委員、須藤委員、松戸委員、野口委員、  
川東委員、金森委員、永野委員、利光委員、佐藤（満）委員、地引委員、  
竹田委員、中澤委員  
欠席者 酒井委員  
事務局 鈴木総務部長、岩井総務部副参事、内海自治振興課長、岩井課長補佐、  
宮寺主事、米ノ井主事  
傍聴人 0人

### —— 会議次第 ——

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 会長及び副会長の選出
5. 議題
  - (1) 令和元年度 年間活動報告について
  - (2) 令和2年度 四街道市交通安全実施計画（案）について
  - (3) その他
6. 講話 「四街道市における交通事故の現状」について  
講師：四街道警察署 交通課長 菅原 真之介 氏
7. その他
8. 閉会

内海課長： 皆様、おはようございます。お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、只今より、令和2年度第1回四街道市交通安全対策協議会を開催致します。

本日の進行を務めさせていただきます自治振興課長の内海と申します。どうぞよろしく申し上げます。

始めに、今回は、任期満了に伴う改選後、最初の会議となりますので、新たに四街道市交通安全対策協議会委員となられました方に委嘱状を交付させていただきます。

なお、本来でありましたら、佐渡市長よりおひとりおひとりに、委嘱状をお渡しするところでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、人と人の接触を最低限にとどめさせていただくため、委嘱状につきましてはあらかじめお席のほうに配布させていただいておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

それでは只今より、委嘱されます方のお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場にご起立くださいますようお願いいたします。

—— 委嘱状交付 ——

それでは、只今より、令和2年度第1回四街道市交通安全対策協議会を開会いたします。

本日の出席委員は、委員15名のうち14名、四街道市交通安全対策協議会規則第3条第2項に規定する定足数8名以上を満たしておりますので、本協議会が成立することをご報告いたします。

それでは、佐渡斉四街道市長よりご挨拶を申し上げます。

佐渡市長： 皆様、おはようございます。市長の佐渡でございます。

本日は、大変ご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

只今、新たに15名の委員の方々に委嘱状を交付させていただきました。協議会委員に快くお引き受けいただき御礼申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より、四街道市内において、様々な交通安全対策にご尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本日のこの会議は、平成11年に施行されました四街道市交通安全条例に基づいて発足しました。その頃の市内の交通事故件数は、年間400件を超えておりましたが、四街道警察署をはじめとする交通安全対策協議会委員の皆様方のご尽力によって、昨年は237件と、当時と比べると交通事故が約150件減少いたしました。

しかしながら、現在の交通事情は、小学生の登下校時における交通事故や高齢者ドライバーによる自動車事故が発生している状況でございます。

また、昨年、四街道市内では5件の交通死亡事故が発生し、本年に入ってから既に2件交通死亡事故が発生しております。

四街道市ではこのような痛ましい交通事故をなくすため、交通安全対策をより一層推進してまいりますので、引き続き皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様方のますますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

内海課長：                    ありがとうございます。

続きまして、協議会事務局の市の職員を紹介いたします。

総務部長の 鈴木 雅雄 でございます。

総務部副参事の 岩井 勝明 でございます。

次に、担当でございます、総務部自治振興課の交通防犯係長を兼務しております課長補佐の 岩井 裕 でございます。

係員の 宮寺 実果 でございます。

係員の 米ノ井 時生 でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、会長及び副会長の選出に移ります。

本協議会につきましては、四街道市交通安全対策協議会規則第2条により、会長及び副会長を委員の互選により、それぞれ1名を置くことになっております。

会長、副会長が選出されるまでの間、佐渡市長に座長をお願いして会議をすすめていただきたいと思います。と存じます。

それでは、佐渡市長お願いします。

佐渡市長： それでは、会長及び副会長が選出されるまで、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。

選出の方法は、四街道市交通安全対策協議会規則第2条第2項の規定により、委員の皆様の互選となっておりますがいかがいたしましょうか。

委員： 事務局一任

佐藤(満)

佐渡市長： ありがとうございます。ただいま事務局一任という案が出ましたがよろしいでしょうか。

委員： 「異議なし」の声

佐渡市長： ありがとうございます。それでは事務局として何か案はありますか。

事務局： 事務局といたしましては、会長につきましては、昨年度に引き続き四街

道交通安全協会から選出されております佐藤多智男委員に、副会長につきましては、同様に昨年度に引き続き四街道地区安全運転管理者協議会から選出されております須藤雅彦委員にお願いできればと考えております。

佐渡市長：           ただいま、事務局より案が提示されましたが、皆様いかがでしょうか。

委員：               —— 拍手 ——

佐渡市長：           ありがとうございます。それでは、会長は、佐藤多智男委員に、副会長は須藤雅彦委員に決定しました。

                  以上で、会長及び副会長の選出が終わりましたので、議事進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

事務局：            ありがとうございます。

                  それでは、佐藤会長、須藤副会長は、前の席に移動をお願いします。

                  早速ではありますが、佐藤会長、須藤副会長にご挨拶をお願いいたします。

会長：               皆様、おはようございます。この度、会長の職を担うこととなりました、佐藤でございます。重責ではございますが、皆さまのご協力のもと、職務を全うしたいと思いますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

佐藤（多）

                  さて、当協議会は交通安全対策に関する市の総合的な基本方針を協議し、施策を効果的に推進することを目的に設置されたものでございます。特に、昨今発生しております小学生の歩行中の交通事故や、高齢者が関係する交通事故、自転車乗車中の交通事故が発生していることから、今後の交通安全対策が求められます。

                  本日の会議では各分野にてご活躍されております委員の皆様から、貴重

なご意見をいただきまして、今後の交通安全対策の推進を図って参りたい  
と思います。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：                    ありがとうございます。

須藤副会長：                皆様おはようございます。

さきほど皆様のご承認をいただきまして副会長の職を務めさせていただ  
きます四街道地区安全運転管理者協議会の須藤でございます。

これから佐藤会長をはじめとする皆様からのご指導を賜りながら、副会  
長の職を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：                    ありがとうございます。

それではこれから議題に入るわけでございますが、佐渡市長と鈴木総務  
部長におかれましては、この後、公務がございますので、ここで退席とさ  
せていただきます。

—— 市長・鈴木総務部長退席 ——

それでは、これ以降の議事進行につきましては、四街道市交通安全対策  
協議会規則第3条第1項の規定によりまして、佐藤多智男会長にお願ひい  
たします。

会長：                    それではこれより、議事進行を務めさせていただきますので、よろしく  
佐藤（多）                お願ひいたします。

始めに、議題に先立ち、あらかじめ、お諮りをすべき事項がございま  
す。

まず、1点目でございますが、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定に基づいた、本会議の公開・非公開の決定についてでございます。原則は公開でございますが、審議内容によっては、非公開と決定することも可能であることを申し添えます。

それでは、令和2年度四街道市交通安全対策協議会の開催において、本会議を公開することに同意をいただける方は、挙手をお願いいたします。

委員： ——— 全員挙手 ———

会長： ありがとうございます。全員賛成の挙手を認め、本会議を公開とするものといたします。

佐藤（多）

傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局： 傍聴人はおりません。

会長： それでは傍聴人はいらっしゃらないようなのでこのまま議事を進めさせていただきます。

佐藤（多）

次に、2点目でございますが、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本会議も明記する扱いとしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いいたします。

委員： ——— 異議なし ———

会長： 特にないようですので、異議なしと認めます。

佐藤（多）

続きまして3点目でございますが、本日の会議の会議録を作成する際に

署名をいただく署名人2名を選出したいと思いますが、署名人につきましては会長が協議会に諮って定めることから、松戸委員と利光委員にお願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

議題（１）「令和元年度年間活動報告について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは令和元年度の活動報告について順次ご説明させていただきます。令和元年度年間活動報告の1ページをご覧ください。

交通安全に関する普及啓発活動の推進につきましては、四季の交通安全運動といたしまして、5月10日（金）の春の全国交通安全運動出動式・街頭啓発に始まり、夏の交通安全運動期間中のポスター掲示、年末年始特別警戒取締出動式・街頭啓発を実施し、活動を通じ、市民ひとりひとりが交通ルールの順守と交通マナーの実践を習慣づけることによる交通事故の防止に努めました。なお、秋の全国交通安全運動出動式及び街頭啓発につきましては、台風のため中止いたしました。

次ページに移りまして、正しい交通ルールの習得と交通事故防止につきましては、各種交通安全イベントや街頭啓発活動を行うとともに、令和2年1月19日（日）にはゼブラストップ作戦「止まってくれてありがとう in 四街道」モデル地域に関する協定締結式を実施いたしました。

これは、千葉県警察で活動推進しているゼブラストップ作戦の取組強化として、施策の更なる推進として、市内で「モデル地域」を指定し、四街道警察署長、印旛土木事務所長、JAF千葉支部、四街道市長とが協力して交通事故防止を図るため、協定の締結を実施いたしました。

続きまして3ページ下段から5ページにかけてご覧ください。

交通安全教育の促進につきましては、幼児向け、児童向け、中・高生向

け、保護者向け、高齢者向け、シルバーリーダーに対する交通安全教育の事例を紹介させていただいております。活動内容や実施状況はそれぞれ記載のとおりです。

特筆すべき事項といたしましては、保護者向け交通安全教育におきましては、小学生の保護者を対象に正しい旗振りや見守り活動における注意点の講習を行いました。

また、新入学児童の交通事故防止対策については、入学式が行われた4月10日に四街道小学校・中央小学校・和良比小学校の3校周辺の横断歩道におきまして、新入学児童の見守りを実施いたしました。

以上で令和元年度の年間活動報告とさせていただきます。

会長：  
佐藤（多）

ありがとうございました。

続きまして議題（2）令和2年度四街道市交通安全実施計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

はじめに、当協議会は四街道市交通安全条例第7条に規定されており、当市の交通安全対策に関する総合的な基本方針を協議し、当該対策を効果的に推進するため設置されたものでございます。

毎年、当協議会を開催しまして交通安全実施計画を策定し、本年度に当市が行う交通安全の施策を実施していくものでございます。

それでは、お手元でございます、令和2年度 四街道市交通安全実施計画（案）につきまして、ご説明させていただきます。

実施計画（案）の表紙をめくっていただきますと、見出しに「はじめに」とございます。この交通安全実施計画は、昭和45年に施行いたしました交通安全対策基本法第26条第4項に基づき、市内における陸上交通の安全に関し、令和2年度に本市が取り組む具体的な施策についてまとめたものです。

本計画の実施に当たっては、関係機関および団体等との緊密な連携を

保ち、市民への交通規則の教育等を行い、市民間の絆を強化、融合させて、人命尊重の理念をもとに、本計画で定めた施策を着実に実施し、「交通事故のない・安全で安心して暮らせる四街道市」を目指すべく策定したところでございます。

次のページをお開きください。1 ページ「1. 四街道市交通安全実施計画」について説明させていただきます。

本計画は「人命尊重」の理念のもと、歩行者、高齢者、子どもなどのいわゆる交通弱者を守るべく、「人優先」の交通安全思想のもと、「交通事故のない・安全で安心して暮らせる四街道市」を目指すための重点活動として、子どもと高齢者の交通事故防止、夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、自転車保険の加入促進の大きく6項目を中心に交通安全対策を展開してまいります。

次に、2 ページ目をご覧ください。「2. 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚」についてご説明させていただきます。

本市において、交通事故を無くすためには、市民一人ひとりが交通ルールへの遵守、正しい交通マナーの実践、交通安全意識の高揚が図られなければなりません。そのため、交通安全運動や交通安全の日や月などを捉え、街頭啓発活動を行いチラシや啓発物資を配布するとともに市ホームページや市役所のモニター等を活用した周知を図り、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を目指します。

四季の交通安全運動、交通安全強化月間、日を定めて行う運動についてはご覧のとおりです。

続きまして、4 ページをご覧ください。「3. 子どもと高齢者の交通事故防止」についてご説明させていただきます。

次世代を担う子どもたちや高齢者の安全確保は重要課題の一つであり、社会全体での交通弱者を守る交通安全対策が必要不可欠です。

特に高齢化に伴う高齢者が関係する交通事故が増加していることか

ら、高齢者に対する交通安全教育と対策が求められます。

(1) 幼児に対する交通安全教育といたしましては、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりではなく、将来にわたり交通ルールを順守し、交通マナーを実践する交通安全意識を養うため、幼児参加型の交通安全教材を活用した交通安全教育を実施します。

(2) ①②の小学生・中学生に対する交通安全教育につきましては、年齢に応じた交通安全教育を実施します。①小学生に対しての具体的な内容としては、小学校低学年は、「安全な歩行や道路の横断ができる」、中学年から高学年は、「自転車の安全な走行ができる」ことを目的に模擬信号機を活用した、実践的な交通安全教育を引き続き実施します。②中学生に対しては、「自転車の安全な走行ができる」ことに加え、「他者に配慮した交通マナーの習得ができる」ことを目的に交通安全教育を行ってまいります。続きまして、6ページをご覧ください。③高校生に対しては、中学生同様、「自転車の安全な走行ができる」ことに加え、「他者に配慮した交通マナーの習得ができる」ことを目的に交通安全教育を行ってまいります。

(3) の高齢者に対する交通安全教育は、区・自治会や老人クラブなどでの会合等を捉え、パワーポイントを使用した、参加型のわかりやすい交通安全教育プログラムを用いて、交通安全教育を実施してまいります。また、各シニアクラブに委嘱している交通安全リーダーに対し、講習会の実施、交通安全に関する情報提供、注意喚起等を行うなど、高齢者の交通安全活動を支援いたします。

続きまして、7ページをご覧ください。

4.夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故の防止を図るため、視認性の高い明るい色の服装の着用、反射材、LEDライト等の効果の周知と物資の配布の促進を図ります。

続きまして、8ページをご覧ください。

5. 自転車の安全利用の推進といたしまして、乗車中の交通事故や迷惑行為を防止するため、交通安全教室実施時や交通安全運動等の機会に自

転車の交通ルールへの順守と正しい交通マナーの普及啓発を図ります。

続きまして6. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用と徹底についてでございますが、依然としてシートベルトやチャイルドシートの着用が100%に達しておらず、ドライバーに対して、シートベルト等の重要性を再認識してもらうべく、交通安全運動期間等の機会を捉え、広報チラシを配布し、着用・使用の徹底を図ります。

また、令和元年度は実施できませんでしたが、社協まつりの際にシートベルトコンビンサー車を借用し、これを活用した体験型交通安全教育を実施しシートベルトの重要性を再認識していただきます。

続きまして、7. 飲酒運転の根絶についてでございますが、まず、飲酒運転の刑罰化は昭和45年に初めて施行され、その後、平成19年、平成21年と2度の罰則の強化を実施し、飲酒運転の根絶に向け、法整備がなされました。

しかし、依然として、飲酒運転が原因の交通事故は発生しているため、飲酒運転の根絶を目指すべく、警察の皆様をはじめとする関係機関や団体と連携し、継続的にチラシの配布など広報活動を推進します。

次に、8. 自転車保険の加入促進について説明させていただきます。近年、自転車利用者が交通事故の加害者となる交通事故が発生しており、高額な損害賠償が請求される事例も発生しています。また、平成29年度に千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、「自転車保険への加入に努めること」とされたことから、自転車保険の必要性について、引き続き周知してまいります。

最後に、9. 道路交通環境の整備について説明させていただきます。

道路交通環境の整備につきましては、具体的申し上げますと、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設について、計画的に整備いたします。また、信号機の設置等について要望してまいります。

以上で令和2年度四街道市交通安全実施計画（案）について説明を終わらせていただきます。

会長： ありがとうございます。

佐藤（多） ただいま事務局より交通安全実施計画（案）について説明をいただきましたがご質問などがありましたらお願いいたします。

委員： —— 特になし ——

会長： 特にご質問がないようですので、議題（２）「令和２年度四街道市交通安全実施計画の策定について」採決いたします。

佐藤（多） 議題（２）について賛成の方は挙手をお願いします。

委員： —— 全員挙手 ——

会長： 全員賛成ということで、令和２年度四街道市交通安全実施計画は可決いたしました。

佐藤（多） 続きまして、議題（３）その他に移りますが、事務局から何かございますか。

事務局： 特にありません。

会長： 事務局からは特にないようですが、委員の皆様から何かございますか。

佐藤（多） 特に無いようですので、以上で本日の議題はすべて終了となりました。これをもって、私は議長の大役をおろさせていただきます。

皆様、議事の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

事務局： 佐藤会長、どうもありがとうございました。

続きまして、四街道警察署 交通課長 菅原委員より「四街道市における交通事故の現状」について講話をお願いいたします。よろしくお願

いたします。

菅原委員： —— 四街道市における交通事故の現状についての講話 ——

事務局： 菅原交通課長、ありがとうございました。

ただいまの講話について、何かご質問はありますか。

委員： —— 特になし ——

事務局： それでは、以上をもちまして、令和2年度四街道市交通安全対策協議会  
を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(閉 会)

会議録署名人 松戸 健治

会議録署名人 利光 美亜子